

以烏羊毛爲渾脫氈帽、人多效之、謂之趙公渾脫因演以爲舞」と見えて居る。この景龍三年中宗の宴集の際に演ぜられたといふ渾脫を被つた舞は實はその以前既に世間に流行し、當時憂國の士をして顰蹙せしめたものと見え、唐會要卷三十四所載、神龍二年二月呂元泰の上疏には、「比見都邑城市相率爲渾脫、駿馬胡服、名爲蘇莫遮、旗鼓相當軍陣之勢也、騰逐喧譟戰爭之象也、……胡服相效非雅樂也、渾脫爲號非美名也、安以禮之朝、法戎虜之俗、以軍陣之勢、列庭闕之下」云々というてゐる。この上疏は新唐書卷百十八宋務光の傳末にも、呂元泰の上書として附載されて居るが、それには「比見坊邑相率爲渾脫隊、駿馬胡服、名曰蘇莫遮」の如く、多少文字の相違があつて、彼此相補ふに足る外、略ぼ同一である。(但し後者は末文に於て、同じ呂元泰の別の上書を混同して記してある)これによると、神龍・景龍頃に渾脫氈帽を被り、胡服を纏ひ、駿馬に跨り、騰逐喧譟して軍陣の勢を示した舞樂が大に流行したことがわかる。凡そ唐代には、この頃及びその前後に、胡旋舞、骨塵舞、乞寒戲等諸種異族の舞踏が大流行をしたのであつて、この舞も單に渾脫氈帽のみならず、舞そのものも異族の舞踏か、もしくはそれに則つたものであつたであらうことは、この上書に依つても察知し得られる。

然らば渾脫とは如何なる義であらうか。葉子奇の草木子(卷之四 雜俎篇)に、「北人殺小牛、自脊上開一孔、逐旋取去内頭骨肉、外皮皆完、揉軟用以盛乳酪酒漚、謂之渾脫」と見える。併し小牛の外皮を形の儘に保存し、内部の骨肉を剔り去つた囊をすべて渾脫といふのか、或はその乳酪酒漚を盛るものに限つてかくいふのかは、この文だけではなほ確かでない。ところが別に南宋の遺臣鄭所南の心史所載、大義略敘を見ると、蒙古の刑罰について記し、「斬劓又酷、或生剝罪人身皮曰渾脫」といつてゐる。前引草木子の文を参考してこの記述を解すると、これも矢張り罪人